

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	旧市内地区 (番町、第1内丸、第2内丸、八日町、沼館、淀、十一日町、柏崎新町、塩町、下組町、東類家、中類家、鍛冶町、元町、栄町、松富町、田向、中居林、板橋、糠塚、北糠塚、上組町、大杉平、常番町、荒町、廿六日町、山伏小路、大町一丁目、左比代、中条、上佐比代、中道、新堀、舟見町、柳町、第二久保、壳市、根城、田面木、笹子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月12日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢が64歳と高齢化が進み、担い手も少なく、担い手が引き受けける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、受け手の確保が必要である。

市街化区域が多いため、他地区と比較して大規模面積で営農している経営体は少ないが、少量多品目の生産や伝統野菜の栽培が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

野菜、花き等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。また、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。

周囲は住宅地が多いため、非農業者に対し終業後や週末に営農するいわゆる週末農業という形態もあること等について周知を検討し、徐々に農業への関心を高めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	182 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員がいないが、地区に詳しい委員の協力を得て、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）や市を中心として担い手の貸借意向等の情報を収集し、担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）や農地バンク・基盤法利用者を中心に利用集積を進めろ

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借は農地バンクの活用を基本とし、担い手の経営意向を尊重した集約化を進める。また、農業委員会に大規模農地の貸借希望があった場合は農地バンク担当部署へ誘導してもらうなど連携し積極的に活用させる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

立地や地形上連坦化された田が少なく、事業可能な地区は非常に限定期的であり、事業実施は困難。しかしながら、集約可能な部分については集約化を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市街化区域が多くを占め、住宅地も多い。そのため、終業後や週末に営農するいわゆる週末農業という形態もあること等について周知を検討し、非農業者に対する農業への関心を高めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

機械設備を持つ法人に、稲刈り等一部作業を委託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的対策はなく各農家が個別対応している。農作物被害があった場合は農作物被害確認部署へ連絡後現地確認のうえ、捕獲希望がある場合は農作物被害確認部署→鳥獣害担当部署へ連絡後、鳥獣被害対策実施隊が出動し罠の設置を行っている。

⑦1地区で中山間地域等直接支払交付金を活用して保全・管理をしている。